

# 環境産業コーディネーターの派遣

民間企業の環境部門や技術開発部門等での実務経験を有する環境産業コーディネーターが、事業者を訪問し、廃棄物の3R、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する取組を支援します。

## ■支援内容

- 1 廃棄物の3R・再エネの利用・省エネの推進等に関する企業の課題やニーズを伺い、その改善や課題解決に向けて必要な助言、情報提供を行います。
- 2 企業・行政・研究機関等における情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、廃棄物の3R・再エネの利用・省エネの推進等の課題に取り組む活動を支援します。
- 3 複数の事業者が連携することで3R・再エネの利用・省エネの推進等の課題を解決できるように、その連携活動の立ち上げ支援や、課題解決への活動を支援します。

## ■費用

無料

10

環境に配慮した経営のために

## お問い合わせ・相談窓口

再エネ・省エネに関すること

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）  
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

廃棄物の3Rに関すること

- 宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班（宮城県庁13階）  
・電話 022-211-3207 ・メール junkanj@pref.miyagi.lg.jp

# みやぎ産業廃棄物3R等推進事業（設備整備）

産業廃棄物の3Rや再生資源の利活用等に取り組む事業者に対し、必要な設備等の整備に要する経費の一部を補助します。

## ■対象者

県内に事業所を置く法人その他の団体、個人事業者

## ■対象事業

産業廃棄物の ①発生抑制、②再使用、③再資源化、④再生資源の利活用、⑤排出抑制のための設備等の整備

## ■補助内容、補助率等

事業区分	内容	補助率	補助限度額
一般枠	重点枠、未来法枠以外の事業	1/2以内	2,000万円
重点枠※	将来、課題となりうるものとして知事が指定する産業廃棄物の3R等に取り組む事業	2/3以内	3,000万円
動静脈連携枠【新規】	産業廃棄物等を製品原料として再資源化や再利用することを目的とし、2社以上が連携して実施する取組	1/2以内	4,000万円
未来法枠	地域経済牽引事業計画に位置づけられた事業	1/3以内	5,000万円

※重点枠：①将来の大量廃棄が予想される産業廃棄物の3R等（廃太陽光パネル等）  
②処理が課題となっている産業廃棄物の3R等（廃プラ等）  
③情報通信等の先端技術を活用した3R等（AIやIoT等）  
④食品ロスの発生を抑制する取組

令和6年度から「動静脈連携枠」を創設し、2社以上が連携した取組を積極的に支援します。

10

環境に配慮した経営のために

## お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班（宮城県庁13階）  
・電話 022-211-3207 ・メール junkanj@pref.miyagi.lg.jp  
・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/3r-suishin-r6.html>

# みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (設備整備事業－省エネ)

県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します。

## ■補助金の交付対象となる事業

県内事業者が行う以下の事業(下表の内容以外にも詳細な要件等がありますので、ホームページを必ずご確認ください。)

区分	内容
脱炭素化枠	県内の民生業務用建築物における ZEB の実現又は SBT の達成に必要な省エネ設備等の導入であること。
大規模削減枠	年間100トン以上の二酸化炭素排出削減に資する省エネ設備等の導入であること。
E M S 枠	補助対象事業所及び導入設備におけるエネルギー使用量の可視化及び集計ができること。
診断枠	事業実施年度の前4年度に受けた省エネルギー診断の結果に基づき実施される省エネ設備等の導入であること。
県産枠	以下の省エネ設備等の導入であること。 ・「[新商品] 特定随意契約制度」における認定商品として認定されたことがある設備、「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品である設備、「みやぎ優れ MONO」として認定されたことがある設備 ・「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」等を活用して開発し、製品化されている省エネルギー設備かつ上市している設備等
一般枠	上記以外の事業
断熱改修等枠	上記の空調設備の導入に併せて行う、当該設備のエネルギー使用量の削減効果を上げるための断熱改修等

## ■補助率等

補助率：1/3～1/2以内、補助限度額：500～1,000万円

※詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r6miyagico2.html>

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班(宮城県庁13階)  
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

# みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (設備整備事業－再エネ)

県内の事業所に再生可能エネルギー等設備を導入する事業者に対して、設備導入にかかる費用の一部を補助します。

## ■補助対象設備の種類・規模要件

県内の事業所に設置される、以下の再生可能エネルギー等設備

種類	規模要件
①太陽光発電 (自家消費のみ対象)	・ 1地点当たりの出力10kW以上。ただし、同時に施行する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が10kW以上で、かつ、1地点当たりの平均出力が4kW以上 ・ 過積載する場合は、原則として、過積載率が140%を超える太陽光発電設備等は補助対象外とする。
②風力発電	・ 1地点当たりの出力10kW以上 20kW未満
③バイオマス発電	・ 発電出力5kW以上1,000kW未満 ・ 地域で発生したバイオマスの依存率60%以上
④水力発電	・ 発電出力1,000kW以下(システムの定格出力でkW単位の小數切捨)
⑤地熱発電	・ バイナリーサイクル発電方式に限る。
⑥太陽熱利用	・ 集熱器総面積10㎡以上
⑦温度差エネルギー利用	・ 熱供給能力0.1GJ/h(0.02Gcal/h)以上・温度差エネルギー依存率40%以上
⑧バイオマス熱利用	・ バイオマスから得られ、利用される熱量0.2GJ/h(0.047Gcal/h)以上 ・ 地域で発生したバイオマスの依存率60%以上
⑨雪氷熱利用	・ 冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
⑩地中熱利用	・ 暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ・ ヒートポンプを設置する場合は冷却能力又は加熱能力が10kW以上
⑪ガスコージェネレーション	・ 発電能力5kW以上
⑫燃料電池	・ 発電出力3kW以上
①～⑤の対象システムと併せて導入する蓄電池	・ 容易に取り外すことができない状態で固定され、導入システムから供給される電力を蓄電し、導入する再エネ発電設備の出力の同等以下の設備

## ■補助率等

補助率：1/3～1/2以内、補助限度額：1,000万円～2,000万円

\*詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r6miyagico2.html>

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班(宮城県庁13階)  
・ 電話 022-211-2664 ・ メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

10

環境に配慮した経営のために

# 事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入支援事業

県内事業所の屋根や敷地等に自家消費型大規模太陽光発電設備等を導入する事業者に対して、設備導入にかかる費用の一部を補助します。

## ■対象者

県内に事業所を置く法人その他団体

## ■補助対象事業

県内事業所が次に掲げる手法により自家消費型太陽光発電設備（出力500kW以上）の導入を行う事業（売電を目的とした事業は対象外）

- (1) 自己所有
- (2) PPA
- (3) ファイナンス・リース

## ■補助対象経費

工事費、設備費、業務費、事務費

## ■補助額

- ・先導枠（水上設置※）：(1) と (2) の合計額
  - (1) 出力1kW 当たり5万円
  - (2) 自営線の設置に要する経費の 2/3以内（上限2,000万円）
- ※調整池・ため池等の水上に設置するもの
- ・通常枠：出力1kW 当たり5万円

10

環境に配慮した経営のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
  - ・電話 022-211-2664
  - ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

# 事業用太陽光発電設備等共同購入事業

太陽光発電設備等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かすことで、市場価格よりも安価に設備を購入できます。

## ■対象者




県内に事業所等を有する事業者等

## ■対象設備

太陽光発電設備（10キロワット以上）

※オプションとして蓄電池等も併せて購入できます。

## ■参加のメリット

-  登録から工事完了まで、購入希望者を事務局がサポートします
-  スケールメリットにより、費用低減が見込めます
-  厳選された販売施工事業者が工事を行います

## ■募集期間

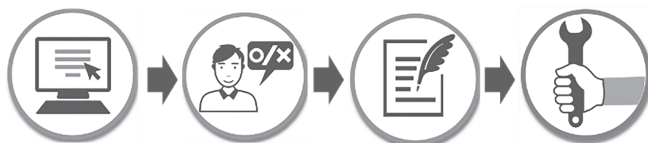
令和6年度事業は、令和6年秋頃に開始予定

※ホームページ（下記QRコード）から、キャンペーン開始時のリマインドメールの送信登録ができます。

## ■参加登録の方法



↑ウェブ登録  
はこちらから！



ウェブ参加登録  
（無料）

見積りご検討

ご契約

施工

見積もり結果からご判断

※本事業は、県と仙台市がアイチューザー株式会社（東京都港区）と協定を結び、市町村と広報に係る連携を図りながら実施するものです。

## お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）  
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

10

環境に配慮した経営のために

# 太陽光発電を活用したEV利用モデル導入支援事業

法人その他団体等が、太陽光発電を活用したEV利用モデルの導入に要する経費の一部を補助します。

## ■対象者

法人その他団体（市町村及び一部事務組合を含む。）又は県内の住所地、居住地若しくは事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者

## ■対象設備

事業の実施に直接必要な機械装置等の設計費、設備費、工事費又はその他経費

## ■対象設備

区分	対象事業	補助率	補助限度額	
通常	①太陽光発電設備	1/2	250万円	合計 350万円
	②電気自動車(EV・PHEV)		EV :50万円 PHEV:25万円	
	③V2H 充放電設備		50万円	
特別加算	①太陽光発電設備	5万円/kW	合計 350万円	
	②蓄電池	1/3		
	③EMS	2/3		

※「通常」は、対象事業①から③の設備から2種以上導入すること、太陽光由来の電力を利用することが条件になります。

※「特別加算」は、「通常」の事業に加え、太陽光発電設備を新設したうえで、蓄電池又はEMSを導入することが条件になります。

## お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）  
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

# 第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業

法人その他団体が第三者所有モデルを活用した自家消費型の太陽光発電設備等を導入する場合、その経費の一部を補助するものです。

## ■対象者

PPA 事業者及びリース事業者  
※需要家は補助申請できません

## ■補助内容

PPA モデル又はファイナンスリースにより、県内の事務所又は事業所に対して自家消費型太陽光発電設備（出力50kW 以上）及び蓄電池の導入を行う事業に要する経費の一部を補助します。

※オフサイト PPA モデルの場合、蓄電池の導入は任意

## ■補助率等

区分	内容	
補助額	①太陽光発電設備	5万円/kW ※
	②蓄電池	6万円/kWh
補助限度額	15,000千円	

※各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。

10

環境に配慮した経営のために

## お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）  
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp